

尾道市立美木中学校生徒指導規程

尾道市立美木中学校
生徒指導部

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、生徒が互いの人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、個々の特性を活かしつつ、集団生活や社会生活を円滑に進めていける資質や能力の向上を図るために、生徒指導に関する必要な事項を定めたものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 欠席・遅刻・早退について

- ① 欠席する場合は、その日の朝8：15までに、保護者が欠席理由を連絡する。
- ② 8：30までに鞆を指定の場所に置き、着席をしなければ遅刻とする。
- ③ 遅刻が続く場合は、家庭連絡をして、指導する。改善されない場合は、保護者に来校していただき、確認及び指導する。
- ④ 早退するときは、養護教諭と担任の許可を得ることとする。

第3条 服装について

- ① 服装は、それぞれの標準服を基本とし、着用することとする。

〔標準服〕

冬服(寒い時期の服装)・・・制服のブレザー、長袖ポロシャツ、ズボン、スカート、白くつ下

夏服(暑い時期の服装)・・・半袖ポロシャツ、ズボン、スカート、白くつ下

合い服(過ごしやすい時期の服装)・・・半袖または長袖のポロシャツ、ズボン、スカート、白くつ下

※特別な指示がない限り、気候や体調に合わせて着用する。ただし、式典や学校行事等では、服装をそろえるため、その季節に合わせた標準服を着用することとする。

- ② 冬服期間中は、ポロシャツとブレザーの間に、Vネックの黒または紺の無地のセーター・ベストを着用しても良いものとする。ただし、ブレザーを脱ぐときには、セーター、ベストでござさず、標準服に準じること。カーディガンは認めない。
- ③ 合い服期間は、5月1日からの1ヶ月と、9月15日からの1ヶ月とする。気温等の状況に応じて変更することがあるので、指示に従うこと。
- ④ 標準服の詳細について、次のように定める。
 - ・ ボタンを正しくつける(変形ボタンは禁止とする)。
 - ・ 名札を左胸ポケット部分に着用する。
 - ・ ズボン・スカートは以下の基準を満たすものとする。変形しているもの、極端に体型にあっていないものは禁止とする。
 - ※ズボン … ズボンのすそは、床に引きずらない長さで、ベルトを腰骨より高い位置で締める。ベルトの色は黒・茶・紺色の無地のものとする。
 - スカート … スカート丈は、膝をついて立った際、床にかかる程度の長さとする。
 - ・ ポロシャツのすそはズボン・スカートの中に入れることとする。
 - ・ ブレザー・ポロシャツのボタンは、すべてとめることとする。
 - ・ 靴下の標準色は白とするが、黒・紺も認める。また、ワンポイントはよいが、ラインは認

めない。くるぶしが完全に隠れるもののみとする。タイツ及びスパッツ（黒のみ可）を着用してもよい。

- ・ 靴は白のみ。色つきは許可しない。ひも付きで運動に適しているもの。ハイカットは認めない。
 - ・ ポロシャツの下にTシャツを着用してもよいが、色は白・黒・紺で無地（小さいワンポイント程度）のものに限る。ただし、ハイネックシャツは禁止とする。
- ⑤ 違反がある場合は、その場で直させる。その場で直せない場合については、家庭に連絡し、直させる。指導に従わない場合は、保護者に来校していただき、違反が直るまでの間は、特別な指導を行う。 ※特別な指導=第3章参照

第4条 頭髪等について

- ① 頭髪は、極端な異型や派手な髪型にしないこととする。
- ② 頭髪の詳細について、次のように定める。
 - ・ 前髪は、眉にかかる程度までとする。目にかかる場合は、ピンで留めることとする。
 - ・ 肩にかかる長さは、編むかくることとする。派手な編み方、くくり方はしない。
 - ・ 髪どめは、ヘアピンまたはゴムとする。ヘアピン・ゴムは黒・茶・紺色のみとする。
 - ・ ドライヤー、ヘアアイロン、パーマなどで型をつけないこととする。
 - ・ きわや、まゆを剃りこまないこととする。
 - ・ 脱色または染色をしないこととする。
 - ・ 整髪料の使用や持参は認めない。
- ③ その他の装飾品について、次のように定める。
 - ・ ピアスやミサンガなど、装飾品はつけない。
 - ・ 化粧（色つきリップ等も含む）はしない。
- ④ 違反がある場合は、その場で直させる。その場で直せない場合については、家庭に連絡し、直させる。指導に従わない場合は、保護者に来校していただき、違反が直るまでの間は、特別な指導を行う。

第5条 昼食について

- ① 昼食時は教室で着席をして自分の席で食事をし、13時までは教室から出ないこととする。
- ② 昼食は、決められた時間にとることとする。
- ③ 登下校時、生徒だけでコンビニ等に寄り、弁当・おかし・ジュースなどを買うことは禁止する。

第6条 通学について

- ① 学校付近は、指定された通学路を通り、危険な場所を通らないものとする。
- ② 自転車通学については、「自転車通学規程」を参照することとする。
- ③ 自転車通学での違反があった場合は、1回目（3日間）・2回目（1週間）、3回目（学期末まで）それぞれ禁止期間として自転車を預かる。なお、4回目については、自転車通学許可を取り消す。
- ④ カバンは学校規定のものとする。補助としてサブバックを利用してもよい。たくさんのキーホルダー等をつけることは教育上好ましくない。ただし、識別用として1つつけることはよい。（2つ以上つけている場合は、不要物とみなす場合もある）※第9条参照
- ⑤ 制服での登下校を原則とするが、寒い場合は制服の上に学校指定のウィンドブレーカーの着用を認める。ただし、スカート着用者がウィンドブレーカーのズボンを着用して登下校する場合は、体操服のズボンの上に着用し、スカートは別で持参するものとする。スカートを忘れた際には、スカートの貸し出しは行わない。

第7条 外出について

- ① 登校後の外出は認めない。原則、忘れ物を取りに帰ることは認めない。
- ② 許可無く校外へ出た場合は、家庭連絡し、状況により警察に保護願いを出す。発見後、指導する。くり返される場合は、保護者に来校していただき指導する。
- ③ 正当な理由があり、校外に出なければならぬ場合には、許可を得た上で外出する。

第8条 部活動について

- ① 生徒は全員、いずれかの部に所属する。部活動は以下のきまりを守って活動する。
- ② 活動時間、下校時間は次のように定める。
 - ・下校時刻…完全下校時間までに、駐輪場もしくは正門を出ること。

【部活動時間】

2月～南部地区秋季大会	(17:15 終了・17:30 完全下校)
南部地区秋季大会～1月	(16:45 終了・17:00 完全下校)
- ③ 部室の利用後は戸締りをし、鍵を職員室に返却する。
- ④ 休日や長期休業中に部活動で登校するときは、各部活動で指定された服装を着用する。また、自転車を使う場合は、「自転車通学規程」を守る。

第9条 不要物の持ち込みについて

不要物（授業に必要な物）を持ってきた場合には、学校で預かり、学期末に保護者に返却する。不要物の持ち込みが続く場合は、保護者に来校して頂き、指導する。

第10条 携帯電話について

- ① 携帯電話の持ち込みは原則禁止する。持ち込んだ場合は学校で預かり、保護者連絡後、来校して頂いて、直接保護者に返却する。
 - ※携帯電話の解約をお願いすることもある。
- ② 特別な事情により、必要な場合は、「携帯電話持参許可願」を提出し、許可を受け、持参におけるきまりを守って持参すること。
- ③ 非常災害時等、緊急でやむを得なく保護者が必要と認める場合は、この限りではない。

第11条 問題行動について

- ① 校内での問題行動（生徒間暴力・対教師暴力・喫煙・器物破損等）
保護者に来校して頂き、状況を説明し、指導する。また、関係機関（警察・教育委員会等）と連携する場合もある。なお、一定期間の特別な指導をする。
- ② 校外での問題行動（喫煙・万引き・夜間徘徊・暴力行為・触法行為など）
保護者に来校して頂き、説明及び指導をする。状況により、関係機関（警察や教育委員会、子ども家庭センター等）と連携する。なお、一定期間の特別な指導をする。
- ③ 授業妨害・エスケープについて
保護者に連絡し、特別な指導を行う。授業者の指示に従わない生徒についても同様とする。

第12条 その他

- ① 他学年の教室や移動教室で空いた教室への許可のない入室は禁止する。
- ② 試験期間中（試験発表日から試験終了日まで）は職員室への入室は認めない。用事があるときは入口で教職員を呼びこととする。また、試験期間中以外でも、用事が無いのに職員室や保健室に入室することは認めない。くり返される場合は、保護者に来校して頂き、指導をする。

第3章 特別な指導について

（問題行動への特別な指導）

生徒が起こした問題行動を反省し、より良い充実した学校生活を送るためにどうすればよいかを考え、実行させる指導を行う。生徒の内省とともに、学習指導や進路について、目標を持たせる指導を特別教室等で行う。

第13条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合には特別な指導を行う。

- ① 法令や法規に違反する行為があった生徒
 - ② 服装、頭髪の違反・問題行動のある生徒
 - ③ 授業エスケープ、授業中指導に従わない生徒
 - ④ 授業を妨害する行為をした生徒（私語・立ち歩き・暴言など）
 - ⑤ その他学校が教育上必要であると判断した場合
- ※ 本人の十分な反省等が見え、特別な指導が必要ないと判断した場合は、この限りではない。

第14条 特別な指導（原則として学校で行うものとする。）

- ① 状況を聞き取る→反省文を書く。
- ② その後は別室で指導・学習する。
- ③ 謝罪等が必要な場合は、謝罪をするように指導する。
担任の指導→学年の指導→生徒指導部の指導
- ④ 反省が充分と判断できない場合は、家庭連絡を行い、指導期間を設ける。

第15条 別室指導の流れ

- ① 別室指導の対象となった場合は、別室指導期間中は、以下のようにする。
登校→別室→担任（学年職員）より、1日の学習計画を提示する→
振り返り、学習→1日の振り返り→担任・生徒指導主事・管理職と面接→下校
- ② 登下校については、保護者が送り迎えをする。
- ③ 1日の様子を担任が保護者に連絡する。
- ④ 別室指導の結果、反省が充分であると判断できたら、担任・学年職員が協議の上、生徒指導主事や管理職とともに今後の対応について協議する。
- ⑤ 問題行動の程度やくり返し等により別室指導の期間を変更することがある。

この規程に明文化されていない事項についても、美木中学校の生徒としての誇りを持ち、規律正しい生活をしましょう。